明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○農業保険法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**三三）　一
○ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**二六）　五
○鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（**同**二七）　五
〔告　示〕
○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第五条第一項の規定による届出があった件の一部を改正する件（**総務**一九五）　八
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（**外務**二五二）　一〇
○税関に係る事項における協力及び相互支援に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（**同**二五三）　一四
○特別名勝の権限委譲の区域を指定する件（**文化庁**一六）　二六
○農業経営収入保険基準収入金額等設定準則等の一部を改正する件（**農林水産**六一〇）　二六
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（**同**六一一）　三三
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**同**六一二）　三六
○飼料の公定規格の一部を改正する件（**同**六一三）　三七
○鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等の一部を改正する件（**経済産業**七二）　三六
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　四〇
裁判所
破産、免責、再生関係　四一
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係　七二
地方公共団体
行旅死亡人関係　七三
会社その他
会社決算公告　七六

省　令

○**農林水産省令第三十三号**

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第六十三条、第百七十六条第一項、第百七十七条第一項、第百七十九条第二項から第四項まで及び第百八十二条第三項第二号の規定に基づき、農業保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月二十五日

農林水産大臣　野村　哲郎